**平成２８年（フ）第２４０号**
兵庫県姫路市飾磨区細江808番地１　プロフームカサグランデ105号
債務者　上田実沙子（旧姓三村）
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２６２号**
兵庫県姫路市飾磨区今在家1052番地２
債務者　宮　江利奈
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第４０２号**
広島県東広島市西条上市町10番20―401号
債務者　藤田　光博
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４０３号**
広島県東広島市西条上市町10番20―401号
債務者　藤田しのぶ
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４７号**
山口県周南市西桝町23番28号
債務者　山田　卓弘
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第６０９号**
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目５番地　メゾンドＦｕｊｉ402号
債務者　柴戸奈緒美
１　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９３９号**
福岡県福津市津屋崎５丁目３番27号
債務者　石原　　智
１　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９４０号**
福岡県福津市津屋崎５丁目３番27号
債務者　石原　真美
１　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９４１号**
福岡市中央区平尾２丁目21番21―302号
債務者　谷岡　舞子（旧姓由肥）
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９７４号**
福岡市早良区野芥１丁目14番16―203号
債務者　福田真由美
１　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第３７号**
山梨県大月市富浜町鳥沢1334番地１
債務者　白須　暢彦
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第３８号**
山梨県富士吉田市小明見210番地
債務者　加藤　隆太
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第３６号**
岐阜県可児市塩697番地10
債務者　アキア　ロナルド　ポール　セノトこと　ＡＫＩＡ　ＲＯＮＡＬＤ　ＰＡＵＬ　ＳＥＮＯＴ
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第７９号**
茨城県稲敷市堀川3290番地５
債務者　黒木　真哉
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９４号**
茨城県守谷市松前台５丁目６番地４　ミレニアムコーポ101
債務者　齋藤　勝已
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１８９号**
沖縄県浦添市牧港１丁目33番12―202号　渡辺荘
債務者　窪田　恵子
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第２０５号**
沖縄県糸満市字兼城749番地の１　カスティージョ兼城112号
債務者　具志　優太
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第４２号**
宮城県栗原市築館字唐竹林78―３　５号、住民票上の住所宮城県栗原市築館字太田中太田71番地１
債務者　石川　清行
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係